

札幌市街路灯修繕 業務委託仕様書

令和8年度版

札幌市建設局土木部

目 次

I	総則	2
II	業務の着手	2
III	業務の実施	2
IV	完了・検査	5
〔様式集〕		
様式 1	業務着手届	6
様式 2	現場代理人及び主任技術者指定通知書	7
様式 3	技術者経歴書	8
様式 4	材料支給通知書、材料支給受領書	9
様式 5	支給材料使用簿	10
様式 6	支給材料返納届	11
様式 7	現場発生材料等引渡届	12
様式 8	業務日誌	13
様式 9	市設街路灯修繕業務内容報告書	14
様式 10	業務実施数量集計表	15
様式 11	完了届	18
様式 12	修繕発注書	19
以下、市内部様式		
様式 4-1	材料支給通知書、材料支給受領書	20
様式 13	業務履行検査報告書	21

令和8年度 札幌市街路灯修繕業務 仕様書

I 総則

I - 1 適用範囲

本仕様書は、札幌市各区土木部が施行する街路灯修繕業務に適用する。

I - 2 用語の定義

この仕様書において、次に掲げる用語は、それぞれの定義による。

- (1) 業務員とは、業務担当職員及び副担当職員である本市の職員をいい、委託事項に関する連絡及びその調整に従事する。
- (2) 修繕等とは、街路灯の不点灯の修理や増設、危険灯具の撤去などについて、部品の修繕、交換、機器の交換、撤去、廃棄などを行うことをいう。
- (3) 指示とは、業務員が受託者に対し施工箇所、期間、工法等を示し業務を実施させることをいう。
- (4) 業務員の承諾とは、受託者が業務員に報告し、業務員が事前に了解することをいう。
- (5) 受託者の承諾とは、業務員からの業務指示に対して、受託者が了解することをいう。
- (6) 完了とは、契約期間中に定める期間内の業務全てを終了することをいう。
- (7) 履行検査とは、完了した業務の履行確認の検査をいう。
- (8) 段階検査とは、業務の途中段階において行う履行確認の検査をいう。
- (9) 協議とは、委託者と受託者が対等の立場で合議することをいう。

I - 3 業務の仕様

本仕様書及び特記仕様書に記載されていない事項は、以下による。

- ・公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）令和7年版
- ・公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）令和7年版
- ・電気通信設備工事共通仕様書（国土交通省大臣官房技術調査課電気通信室）令和7年版
- ・電気設備工事仕様書（札幌市都市局建築部）
- ・土木工事共通仕様書（札幌市財政局工事管理室）
- ・道路照明施設設置基準・同解説（社団法人日本道路協会）

II 業務の着手

II - 1 業務着手届

受託者は、契約書に示す日に業務に着手し、業務着手届（現場代理人及び主任技術者指定通知書、技術者経歴書を添付）（様式1、2、3）を提出し、業務員の承諾を得なければならない。

II - 2 施工計画書

- (1) 受託者は、あらかじめ業務実施に必要な施工計画書を作成し、着手日に業務員に提出しなければならない。ただし、短期又は簡易、緊急の業務等で業務員の承諾を得た場合は、省略することができる。
- (2) 施工計画書の内容に変更が生じた場合は、その都度、修正のうえ業務員に提出して承諾を得なければならない。
- (3) 施工計画書に記載すべき事項は以下のとおりとする。
 - ・業務の実施体制(人員配置等)
 - ・使用資機材
 - ・業務員からの業務指示の連絡先
 - ・道路使用許可証の写し
 - ・支給材の保管場所、施錠の有無の分かる資料
 - ・その他

III 業務の実施

III - 1 用地の使用等

- (1) 受託者が、業務実施のために直接必要な公共用地を使用する場合は、あらかじめ所定の手続きをとるものとする。
- (2) 受託者が、業務実施に必要な私用地を借用し、また買収したときは、その土地の使用により生

じた苦情及び紛争は責任をもって解決しなければならない。

III-2 支給品

- (1) 発注者は材料支給通知書(様式4)により材料支給を行うこと。また受託者は、受領書を発注者に提出し、支給材料について支給材料使用簿(様式5)を備え、常にその残数量を明らかにしておかなければならない。
- (2) 支給材料の保管については、紛失、盗難の無いように施錠が出来るとともに、風雨のあたらない場所で保管すること。
- (3) 受託者は、業務完了時に支給材料の精算を行い、支給材料返納届(様式6)を速やかに業務員に提出しなければならない。

III-3 現場発生材

(1) 産業廃棄物

発生材は本市が「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき許可した処理施設へ適切に処分すること。また、処理施設については原則として札幌市内の処理施設とし、受入条件等を確認のうえ、事前に業務員と協議すること。なお、アスファルトコンクリート塊は下記の処理施設へ搬出することとし、提出先の指定の無きものは「札幌市産業廃棄物処分業許可業者名簿」(環境局HP参照)を参照し、適切に処理、処分すること。下表は当該名簿から主な施設(業者)を参考記載している。

また、本業務で発生した産業廃棄物は受託者が事業者(排出者)として「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき適正に処理するとともに、E(最終処分終了)票の写しを履行期間内に提出すること。

なお、E票の提出が遅れる場合は、D(処分終了)票の写しを提出し、最終処分終了後、速やかにE票の写しを提出すること。

・アスファルトコンクリート塊は、下記の再生処理施設のいずれかへ搬入すること。

搬入再生施設 及び所在地	東亜道路工業(株)	東) 東雁来5条1丁目78-1, 90-3
	世紀東急工業(株)	西) 発寒10条14丁目1068-3
	道路工業(株)	豊) 西岡521-6
	札幌中央アスコン	西) 福井495-2
	札幌環境資材センター	手) 曙5条5丁目110-18
受入条件等	受け入れ時間、受け入れ量等については各施設へ事前に確認すること。	

・コンクリート塊は、下記の処理施設で処分すること。

処理施設名	処理施設の所在地
札幌リサイクル骨材(株)	東) 中沼町45-26
小橋北豊(株)	南) 石山230番地
札幌環境資材センター	手) 曙5条5丁目110-18
(株) 松原産業	白) 川下2111-3
野田工業(株)	中) 盤溪264番地

・金属くず(照明器具、安定器等)は、下記の処理施設で処分すること。

処理施設名	処理施設の所在地
(株) 鈴木商会	西) 発寒15条13丁目1020-182, 東) 東雁来町262番地

・廃蛍光管類は、下記の処理施設で処分すること

処理施設名	処理施設の所在地	受入条件等
(株) 公清企業	東) 中沼町45-23	・割らない状態で排出
札幌第一清掃(株)	西) 発寒13条12丁目1-1	
北清企業(株)	東) 北丘珠3条4丁目1-5	

・木くずは、下記の処理施設で処分すること。

処理施設名	処理施設の所在地
札幌市ごみ資源化工場	北) 篠路福移153
発寒清掃工場・破砕工場	西) 発寒15条14丁目2-30
駒岡清掃工場・破砕工場	南) 真駒内602-30
白石清掃工場	白) 東米里2170-1
篠路破砕工場	北) 篠路福移153

(2) 産業廃棄物運搬車両表示

産業廃棄物を自己運搬する際に使用する車両には「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条」により定められた表示を行うとともに、その運搬車に必要な書面を備え付けること。
(同法施行規則第7条の2第3項及び第7条の2の2)

(3) 有価金属

有価金属は、現場発生材料等引渡届(様式7)を作成し、業務員が指定する保管場所に運搬すること。

III-4 業務指示

- (1) 受託者は、街路灯の不点灯による修繕を業務員に修繕発注書(様式12)にて指示され、承諾した場合は、指示された日から起算して3営業日以内に修繕等を行わなければならない。しかし、灯具の器種決定や支給等など受託者に起因しない不測の事態があった場合はその限りではない。その際には、業務員に報告、指示を仰ぐこと。
- (2) 業務完了に重大な影響を及ぼすと予想される工程の遅れを生じた場合は、直ちに工程の遅れを回復する具体的処置を定め、業務員に報告しなければならない。
- (3) 受託者は、夜間・休日時の交通事故等による緊急対応の必要が生じた際は、業務員と協議し、指示を受けた上で、異常事態を迅速に確認し、ただちに危険回避措置を施すなどの対応を行うこと。

このため、受託者は日頃から緊急対応のできる体制を整えておかなければならない。

III-5 安全管理

- (1) 受託者は、土木工事安全施工技術指針を参考に、常に業務の安全に留意して現場管理を行い災害の防止に努めるとともに、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針を参考に、業務に伴う騒音振動の発生をできるだけ防止し生活環境の保全に努めなければならない。
- (2) 受託者は、業務現場が隣接し又は同一場所において他工事等がある場合は、常に相互協調し施工しなければならない。
- (3) 受託者は、業務の実施において、交通の妨害となるような行為又は公衆に迷惑を及ぼすなどの施工をしてはならない。
- (4) 受託者は、業務名標示板、道路標識、防護施設等を設置するものとし、実状に応じて交通整理員を適時配置し交通安全管理を行うこと。
- (5) 豪雨、出水その他の天災に対しては、平素から気象予報などについて十分な注意を払い、常にこれらに対処できる準備をしておかなければならない。
- (6) 業務中、必要な保安措置は関係法令に従って行わなければならない。
- (7) 受託者は、業務の実施中に発生した事故は、すみやかに業務員に報告しなければならない。

III-6 諸法令の準拠

- (1) 受託者は、業務の実施にあたり建設業法、労働基準法、職業安定法、労働安全衛生法、労働災害保証保険法、公害対策基本法、道路交通法等の諸法令に準拠し、業務の円滑な進捗を図るとともに諸法令の運営適用は、受託者の負担と責任において行わなければならない。
- (2) 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって個人情報を取扱う事となった際には、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項(工事・当初から個人情報の取扱いを委託しない設計等・道路維持除雪用)」を守らなければならない。

III-7 官公庁等の手続

- (1) 一定期間、交通規制を必要とする場合は、その方法について業務員及び関係官庁と協議し、実施及び解除時期等について承認を得なければならない。
- (2) その他業務実施のため、必要な関係官公庁その他に対する諸手続は、受託者において迅速に処理しなければならない。
- (3) 関係官公庁その他に対して交渉を要するとき又は交渉を受けたときは、速やかにその旨を業務員に申し出て協議するものとする。

III-8 休日又は夜間における業務

休日又は夜間に業務実施を必要とする場合は、あらかじめ業務員の了解を得なければならない。

III - 9 段階検査

- (1) 特記仕様書あるいは、あらかじめ業務員が指示した箇所、段階がある場合は、業務員の検査を受けなければならない。
- (2) 主要な施工段階の区切り、業務完了後に手直し又は検査を行うことが困難な箇所については、業務員の検査を受けた後でなければ次の作業に着手してはならない。

III - 10 施工時の留意事項

- (1) ランプ取替・不点灯調査等の際は、グローブの清掃も併せて行うこと。
- (2) 自動点滅器を交換した場合は点灯試験を行うこと。
- (3) 高所作業車使用の際は安全帯を装着し、高所からの転落防止措置を確実に行うこと。
また安全靴・安全ヘルメット・手袋ほか保護具を着用して作業の安全に留意すること。
- (4) 歩行者、他の車両の通行に障害がないように業務を行うこと。
- (5) 道路使用許可申請書を提出すること。

III - 11 交換機器等の性能

- (1) ランプは照明器具に適合した種類、大きさ(ワット)で、長寿命高効率なものでなければならない。
- (2) 安定器はランプの種類、大きさ(ワット)、電源電圧、周波数に適合し、高力率型のものを設置すること。
- (3) グローブは、照明器具に適合した種類、大きさでなければならない。

III - 12 施工管理

業務の施工日には、業務日誌(様式8)に業務の概要を記入し、修繕等の写真を添付して逐次業務員に提出すること。

(1) 品質管理

新しい灯具を設置する際は事前に機器本体の絶縁抵抗を計測し、業務日誌にその計測値、基準に対する良、不良の別を記載すること。

(2) 出来形管理

・写真管理

街路灯番号、修繕等の前後(不点灯に係る修繕については修繕後の点灯状況)について日付の分かる写真を全修繕等について撮影すること。

・市設街路灯修繕業務内容報告書による業務管理

市設街路灯修繕業務内容報告書(様式9)に指示日、修繕日、街路灯番号、住所、街路灯の形式、作業内容(単価番号)、数量、単価、金額等を記載し、業務の実施管理を行うこと。

III - 13 1ヶ月間の業務報告

受託者は、毎月1日から月末までの1ヶ月間の修繕等について、各月末後に速やかに市設街路灯修繕業務内容報告書(様式9)、業務日誌(様式8)、支給材料使用簿(様式5)、現場発生材を処分した場合はその伝票等を業務員に提出すること。なお、提出済みの業務日誌(様式8)について、再度提出するかは、業務員の指示に従うこと。

IV 完了・検査

IV - 1 完了届

- (1) 受託者は、契約期間中に次項に定める期間の修繕等の業務が完了したときは速やかに完了届(様式11)、(業務実施数量集計表(様式10)を添付)に対象期間の業務報告等の書類を添付して業務員に提出しなければならない。なお、完了届(様式11)の提出にあたっては、対象期間のIII - 13による業務報告が行われていなければならない。
- (2) 契約期間中に定める修繕等の期間は4月1日から5月末日、6月1日から7月末日、8月1日から9月末日、10月1日から11月末日、12月1日から翌年1月末日、2月1日から3月末日の6つの期間とする。

IV - 2 検査

- (1) 完了届の提出から契約書に定める検査期間内に対象期間の業務報告等の書類を用いて検査を実施するものとする。また、検査にあたっては、現場代理人又は主任技術者がこれに立会わなければならない。
- (2) 受託者は、検査員の求めに応じ検査のために必要な書類等の提出と、その他必要な処置をとら

なければならない。

積算に使用している追加単価等について

本工事に係る工事費の積算にあたり、積算に使用された追加単価（札幌市で公表されている資材単価と月刊の「建設物価」（財団法人建設物価調査会発行）及び「積算資料」（財団法人経済調査会発行）に掲載されている単価以外）については、次のとおり閲覧できる。

○公表の方法

1. 公表場所：札幌市各区土木センター
2. 公表方法：各区土木センターにて公表方法が異なるので、担当までお問い合わせください。
（注意事項）使用した単価は予定価格算出上のものであり、特定の製品を指定したものではありません。

部長	課長	係長

業 務 着 手 届

令和 年 月 日

札幌市長 秋元 克広 様

住 所
受託者 商号又は名称
代表者氏名

業務名 ●●区▲▲地区市設街路灯修繕業務

上記業務は、令和 年 月 日着手したのでお届けします。

上記業務着手を認める。

業務担当職員 ○○職員

※1 提出期限 着手日と同日

※2 現場代理人及び主任技術者指定通知書、技術者経歴書を添付し、各頁間に使用印で割印すること。

現場代理人及び主任技術者指定通知書

令和 年 月 日

札幌市長 秋元 克広 様

住 所
受託者 商号又は名称
代表者氏名

業 務 名

●●区▲▲地区市設街路灯修繕業務

上記業務に係わる現場代理人及び主任技術者を次のとおり定めたので、別紙技術者経歴書を添えて通知します。

区分	氏 名	備 考
現場代理人		
主任技術者		

上記配置技術者を妥当と認める。

業務担当職員 ○○職員

- ※1 「区分」には、現場代理人、主任技術者の種別を記載すること（技術者の配置は建設業法第26条に基づき適正に行うこと）。
- ※2 現場代理人、主任技術者は兼務することができる。
- ※3 技術者と受託人との直接的かつ恒常的な雇用関係を確認できる書類（健康保険証の写し等）を添付すること。

技術者経歴書

現場代理人

主任技術者

現住所				
氏名		生年月日	年 月 日	
最終学歴	卒業年月	学校名	専攻科	
	年月			
職歴	年月	入社		
	年月	入社		
技術資格	年月		取得No.	
	年月		取得No.	
主要工事業務経歴	業務名		受託金額（千円）	工期
	直前1年分			年月 年月
				年月 年月
	直前2年分			年月 年月
			年月 年月	
上記のとおり相違ありません。 令和 年 月 日 氏名				

※1 現場代理人、主任技術者については、該当するものを○で囲むこと。

※2 最終学歴は、小学校、中学校、高等学校、短期大学、大学又は高等専門学校のいずれかを記入し、専修学校、各種学校等は記入しないこと。

令和 年 月 日
 支給番号 号

材料支給通知書

札幌市長 秋元 克広 様
 （〇区土木部維持管理課）

下記により、材料を支給しますので、札幌市街路灯修繕業務仕様書に基づき保管、管理を行ってください。

記

支給対象業務名 ●●区▲▲地区市設街路灯修繕業務
 支給予定日 令和 年 月 日

名称	型番	数量	支給場所

材料支給受領書

令和 年 月 日

札幌市長 秋元 克広 様

住 所
 受託者 商号又は名称
 代表者氏名

令和 年 月 日付支給番号 号により支給のありました材料について
 令和 年 月 日に受領いたしました。

支給材料使用簿					
業務名		●●区▲▲地区市設街路灯修繕業務		受託者	
連番	支給日	名称	型番	使用日	備考
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					

※ 支給材料1つずつに連番を付して管理すること。

支給材料返納届

令和 年 月 日

札幌市長 秋元 克広 様

住所
 受託者 商号又は名称
 代表者氏名

●●区▲▲地区市設街路灯修繕業務に係り支給を受けていた材料について、その使用について清算した結果、下記の材料が未使用となりましたので返納いたします。

記

名称	型番	数量	備考

令和 年 月 日に、上記支給材料の返納を確認した。 業務担当職員 ○○職員	課長	係長

現場発生材料等引渡届

令和 年 月 日

札幌市長 秋元 克広 様

住 所
受託者 商号又は名称
代表者氏名

○区○○地区市設街路灯修繕業務により現場で発生した下記の材料、産業廃棄物等について引渡いたします。

記

引渡予定日 令和 年 月 日

名称	型番・寸法等	数量	引渡場所

令和 年 月 日に、上記現場発生材料等の引渡しを確認した。 業務担当職員 ○○職員	課長	係長

業 務 日 誌

作業日	月日	天候		始業 時分	終業 時分
作業内容					
住所				街路灯番号	No.
業務員からの指示		無・有（ ）			
業務写真		施工前			
		施工後			
		その他			
絶 縁 抵 抗	計測値	MΩ	良・不良	備考	

※ 新しい灯具を設置する際は、事前に機器本体の絶縁抵抗を計測すること。

(様式9)

札幌市長 秋元 克広 様
市設街路灯修繕業務内容報告書(月分)

受託者 所在地
名称
代表者

No.	指示日	修繕日	管理番号	住所	単価 基	修繕名称	形式	数量	単価	金額	計金額	
											合計金額	積込金額
1												
2												
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												
11												
12												
13												
14												
15												
16												
17												
18												
19												
20												
21												
22												
23												
24												
25												
26												
27												
28												
29												
30												
31												
32												
33												
34												
35												
36												

●●区▲▲地区市設街路灯修繕業務

No.1

順番No.	名 称	型 式	単 位	単 価	4・5月	6・7月	8・9月	10・11月	12月	2・3月	金額	造 用
1	高圧ナトリウムランプ取替	材料支給	箇所								0	
2	高圧ナトリウムランプ取替	NH 70W	箇所								0	
3	高圧ナトリウムランプ取替	NH 110W (長寿命型)	箇所								0	
4	高圧ナトリウムランプ取替	NH 180W (長寿命型)	箇所								0	
5	安定器取替(高圧ナトリウム)	材料支給	箇所								0	
6	安定器取替(高圧ナトリウム)	NH 70W 高力率100V	箇所								0	
7	安定器取替(高圧ナトリウム)	NH 110W 高力率100V	箇所								0	
8	安定器取替(高圧ナトリウム)	NH 180W 高力率100V	箇所								0	
9	安定器取替(高圧ナトリウム)	NH 110W 高力率200V	箇所								0	
10	安定器取替(高圧ナトリウム)	NH 180W 高力率200V	箇所								0	
11	高圧ナトリウムランプ取替 安定器取替	材料支給	箇所								0	
12	高圧ナトリウムランプ取替 安定器取替	NH 70W 安定器 高力率100V	箇所								0	
13	高圧ナトリウムランプ取替 安定器取替	NH 110W (長寿命型) 安定器 高力率100V	箇所								0	
14	高圧ナトリウムランプ取替 安定器取替	NH 180W (長寿命型) 安定器 高力率100V	箇所								0	
15	高圧ナトリウムランプ取替 安定器取替	NH 110W (長寿命型) 安定器 高力率200V	箇所								0	
16	高圧ナトリウムランプ取替 安定器取替	NH 180W (長寿命型) 安定器 高力率200V	箇所								0	
17	蛍光灯取替	FLR-40	箇所								0	
18	蛍光灯取替	FLR-110	箇所								0	
19	LEDランプ	材料支給(LEDライトバルブ各種、LEDライトバルブ各種補助)	箇所								0	
20	LEDランプ	LEDライトバルブK(HF80~100W)相当 電源部含む	箇所								0	
21	LEDランプ	LEDライトバルブK(HF200W/ASH10)相当 電源部含む	箇所								0	
22	LEDランプ	LEDライトバルブK(HF200W/ASH10)相当 電源部含む	箇所								0	
23	LEDランプ	LEDライトバルブS(HF200W/ASH10)相当 電源部含む	箇所								0	
24	LEDランプ	LEDライトバルブS(HF250W/ASH10)相当 電源部含む	箇所								0	
25	LEDランプ	LEDライトバルブS(HF300W/ASH10)相当 電源部含む	箇所								0	
26	LEDランプ	LEDランプユニット(KCE050-2)相当 電源ユニット含む	箇所								0	
27	LEDランプ	LEDランプユニット(KCE070-2)相当 電源ユニット含む	箇所								0	
28	LEDランプ	LEDランプユニット(KCE100-2)相当 電源ユニット含む	箇所								0	
29	LEDランプ	LEDランプユニット(KCE100-2)相当 電源ユニット含む	箇所								0	
30	直管LEDランプ	LDL40 40型 L型ピン口金 2,300mm以上 昼白色	箇所								0	
31	LED照明器具更新	NX35W相当LEDパネル照明器具更新(NX35撤去)	箇所								0	
32	LED照明器具更新	NX55W相当LEDパネル照明器具更新(NX55撤去)	箇所								0	
33	LED照明器具更新	NX80W相当LEDパネル照明器具更新(NX80撤去)	箇所								0	
34	自動点滅器取替	100V/3A	箇所								0	
35	自動点滅器取替	200V/10A	箇所								0	
36	ポール内ボックス取替	小型1灯用 MCB2P 送り端子台付 SB-302L相当	箇所								0	
37	安全ブレーカ取替	110V/220V 2P2E	箇所								0	
38	引込線移設	8mmφ×20	径間								0	
39	プリンカーライト管球取替	電球小糸工業タイプ 標準電球TS-100 110V、110W	箇所								0	
40	街路灯撤去・取付	共架式アーム型(再利用あり)	箇所								0	
41	街路灯撤去・取付	共架式アーム型(再利用なし) 灯具・アーム支給	箇所								0	
42	街路灯撤去	共架式アーム型(再利用あり)	箇所								0	
43	街路灯撤去	共架式アーム型(再利用なし)	箇所								0	
44	街路灯取付	共架式アーム型 灯具・アーム支給	箇所								0	
45	街路灯取付	共架式アーム型(アーム600型)	箇所								0	
46	街路灯取付	共架式アーム型(アーム1200型)	箇所								0	
47	街路灯撤去・取付	共架式アーム型照明器具のみ(再利用あり)	箇所								0	
48	街路灯撤去・取付	共架式アーム型照明器具のみ(再利用なし) 灯具支給	箇所								0	
49	街路灯撤去	共架式アーム型照明器具のみ(再利用あり)	箇所								0	
50	街路灯撤去	共架式アーム型照明器具のみ(再利用なし)	箇所								0	
51	街路灯取付	共架式アーム型照明器具のみ 灯具支給	箇所								0	
52	街路灯取付	共架式アーム型照明器具のみ	箇所								0	
53	街路灯撤去・取付	共架式アームレス型(再利用あり 高所不使用)	箇所								0	
54	街路灯撤去・取付	共架式アームレス型(再利用あり 高所使用)	箇所								0	
55	街路灯撤去・取付	共架式アームレス型(再利用なし 高所不使用) 灯具支給	箇所								0	
56	街路灯撤去・取付	共架式アームレス型(再利用なし 高所使用) 灯具支給	箇所								0	
57	街路灯撤去	共架式アームレス型(再利用あり 高所不使用)	箇所								0	
58	街路灯撤去	共架式アームレス型(再利用あり 高所使用)	箇所								0	
59	街路灯撤去	共架式アームレス型(再利用なし 高所不使用)	箇所								0	
60	街路灯撤去	共架式アームレス型(再利用なし 高所使用)	箇所								0	
61	街路灯取付	共架式アームレス型(高所不使用) 灯具支給	箇所								0	
62	街路灯取付	共架式アームレス型(高所使用) 灯具支給	箇所								0	
63	街路灯取付	共架式アームレス型(アームレス40型 高所不使用)	箇所								0	
64	街路灯取付	共架式アームレス型(アームレス40型 高所使用)	箇所								0	
65	街路灯取付	共架式アームレス型(アームレス60型 高所不使用)	箇所								0	
66	街路灯取付	共架式アームレス型(アームレス60型 高所使用)	箇所								0	
67	不点調査補修	高所作業車使用	箇所								0	
68	不点調査補修	高所作業車不使用	箇所								0	
69	照明柱点検	灯台検査・電圧確認・点検口蓋交換・水切除去など特異なもの	箇所								0	
70	管理番号札取付	管理番号札取付・照明器具点検など高所作業	箇所								0	

単価No.	名 称	型 式	単 位	単 価	4・5月	6・7月	8・9月	10・11月	12月	2・1月	2・3月	金 額	適 用
71	道路照明灯柱	直轄6mベース式350kg以下単独	本									0	
72	道路照明灯柱	直轄8mベース式350kg以下単独	本									0	
73	道路照明灯柱	直轄10mベース式350kg以下単独	本									0	
74	道路照明灯柱	直轄12mベース式350kg以下単独	本									0	
75	道路照明灯柱	2灯用アーム6mベース式350kg以下単独	本									0	
76	道路照明灯柱	2灯用アーム10mベース式350kg以下単独	本									0	
77	道路照明灯柱	2灯用アーム12mベース式350kg以下単独	本									0	
78	道路照明灯柱	350kg以下 材料支給	本									0	
79	道路照明灯撤去	350kg以下(再利用あり)	本									0	
80	道路照明灯撤去	350kg以下(再利用なし)	本									0	
81	道路照明灯撤去・建柱	350kg以下(再利用あり)	本									0	
82	道路照明灯撤去・建柱	350kg以下(再利用なし)材料支給	本									0	
83	コンクリート柱建柱	6m	本									0	
84	コンクリート柱撤去	8m(再利用あり)	本									0	
85	コンクリート柱撤去	8m(再利用なし)	本									0	
86	コンクリート柱撤去・建柱	8m(再利用あり)	本									0	
87	コンクリート柱撤去・建柱	8m(再利用なし)	本									0	
88	コンクリート柱建柱	10m	本									0	
89	コンクリート柱撤去	10m(再利用あり)	本									0	
90	コンクリート柱撤去	10m(再利用なし)	本									0	
91	コンクリート柱撤去・建柱	10m(再利用あり)	本									0	
92	コンクリート柱撤去・建柱	10m(再利用なし)	本									0	
93	コンクリート柱建柱	12m	本									0	
94	コンクリート柱撤去	12m(再利用あり)	本									0	
95	コンクリート柱撤去	12m(再利用なし)	本									0	
96	コンクリート柱撤去・建柱	12m(再利用あり)	本									0	
97	コンクリート柱撤去・建柱	12m(再利用なし)	本									0	
98	道路照明灯照明器具取付	材料支給	台									0	
99	道路照明灯照明器具取付	KCE050-2・KCE050-2C 架空給電	台									0	
100	道路照明灯照明器具取付	KCE050-2・KCE050-2C 地下給電	台									0	
101	道路照明灯照明器具取付	KCE070-2・KCE070-2C 架空給電	台									0	
102	道路照明灯照明器具取付	KCE070-2・KCE070-2C 地下給電	台									0	
103	道路照明灯照明器具取付	KCE100-2・KCE080-2C 架空給電	台									0	
104	道路照明灯照明器具取付	KCE100-2・KCE090-2C 地下給電	台									0	
105	道路照明灯照明器具撤去	再利用あり	台									0	
106	道路照明灯照明器具撤去	再利用なし	台									0	
107	道路照明灯照明器具撤去・設置	再利用あり	台									0	
108	道路照明灯照明器具撤去・設置	再利用なし 材料支給	台									0	
109	基礎ブロック設置	500□×1200 接地工事含む	基									0	
110	基礎ブロック設置	500□×1500 接地工事含む	基									0	
111	基礎ブロック設置	500□×1700 接地工事含む	基									0	
112	基礎ブロック設置	500□×1800 接地工事含む	基									0	
113	基礎ブロック設置	500□×2100 接地工事含む	基									0	
114	基礎ブロック設置	ヒューム管内径450φ 接地工事含む 基礎支給	基									0	
115	基礎ブロック撤去	500□×1200・1500	基									0	
116	基礎ブロック撤去	500□×1700・1900・2100・ヒューム管内径450φ	基									0	
117	土工(基礎ブロック設置)	500□×1200 鋪装復旧含む	箇所									0	
118	土工(基礎ブロック設置)	500□×1500 鋪装復旧含む	箇所									0	
119	土工(基礎ブロック設置)	500□×1700 鋪装復旧含む	箇所									0	
120	土工(基礎ブロック設置)	500□×1800・ヒューム管内径450φ 鋪装復旧含む	箇所									0	
121	土工(基礎ブロック設置)	500□×2100 鋪装復旧含む	箇所									0	
122	土工(基礎ブロック撤去)	500□×1200 鋪装復旧含む	箇所									0	
123	土工(基礎ブロック撤去)	500□×1500 鋪装復旧含む	箇所									0	
124	土工(基礎ブロック撤去)	500□×1700 鋪装復旧含む	箇所									0	
125	土工(基礎ブロック撤去)	500□×1900・ヒューム管内径450φ 鋪装復旧含む	箇所									0	
126	土工(基礎ブロック撤去)	500□×2100 鋪装復旧含む	箇所									0	
127	土工(基礎ブロック撤去・設置)	ヒューム管内径450φ・500□×1200 ※同位置更新	箇所									0	
128	土工(基礎ブロック撤去・設置)	ヒューム管内径450φ・500□×1500 ※同位置更新	箇所									0	
129	土工(基礎ブロック撤去・設置)	ヒューム管内径450φ・500□×1700 ※同位置更新	箇所									0	
130	土工(基礎ブロック撤去・設置)	ヒューム管内径450φ・500□×1900 ※同位置更新	箇所									0	
131	土工(基礎ブロック撤去・設置)	ヒューム管内径450φ・500□×2100 ※同位置更新	箇所									0	
132	抱柱型分電盤取付	分電盤支給	面									0	
133	抱柱型分電盤撤去	再使用なし	面									0	
134	自立型分電盤取付	分電盤支給	面									0	
135	自立型分電盤撤去	再使用なし	面									0	
136	建設副産物処理	産業灯具(安定器除く)1t当り	t									0	
137	建設副産物処理	安定器1t当り	t									0	
138	建設副産物処理	蛍光灯類1t当り	t									0	
139	建設副産物処理	木くず1t当り	t									0	
140	建設副産物処理	コンクリート1t当り	t									0	

役務一第9号様式 完了届

完了届

年 月 日

（あて先）札幌市長

住 所
商号又は名称
職 ・ 氏 名

名 称

上記役務は、 年 月 日に完了したのでお届けします。
（なお、完了した役務の内容は、作業日誌等にて逐次報告したとおりです。）

備考 札幌市競争入札参加資格者（物品・役務）は、電子メールによる提出（押印不要）を可とする。送信先等の提出方法は札幌市の指示に従うこと。

（以下、札幌市使用欄）

受付	年 月 日	完了を確認した職員
----	-------	-----------

課 長	係 長	係

上記のとおり完了届の提出があったので、この役務の履行検査に係る検査員及び立会人については次の者に命じ、 年 月 日に検査を実施してよろしいか。

検査員 職 氏 名

立会人 職 氏 名

修繕発注書

街路灯番号								電柱番号					
作成日付								設置者					
住所								メーカー					
路線名								修繕業者名					
住宅地図番号								修繕業者TEL					
担当者								設置年月日					
需要家番号													
発行回数	支店	ブロック	区番号	地区番号	契約No	柱番号	種別	灯1	灯2	灯3	灯4	灯5	
ポール種類		共架		アームレス		北電柱		灯種類					
引込方法		架空						ワット数					
不点項目				不点				コメント					
修繕内容													

修繕履歴

修繕年月	修繕業者名	内容1	内容2

位置図

〇〇区 土木部維持管理課

課長	係長	係

下記により、材料を支給してよろしいか伺います。

支給番号 号 令和 年 月 日																				
<h2 style="margin: 0;">材料支給通知書</h2>																				
札幌市長 秋元 克広 (〇区土木部維持管理課)																				
下記により、材料を支給しますので、札幌市街路灯修繕業務仕様書に基づき保 管、管理を行ってください。																				
支給対象業務名 ●●区▲▲地区市設街路灯修繕業務 支給予定日 令和 年 月 日																				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">名称</th> <th style="width: 25%;">型番</th> <th style="width: 25%;">数量</th> <th style="width: 25%;">支給場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table>	名称	型番	数量	支給場所																
名称	型番	数量	支給場所																	

<h2 style="margin: 0;">材料支給受領書</h2>
令和 年 月 日
札幌市長 様
住 所 受託者 商号又は名称 代表者氏名
令和 年 月 日付支給番号 号により支給のありました材料について 受領いたしました。

土木部長	維持管理課長	管理係長

業務履行検査報告書

令和 年 月 日

検査員 ○○係長 ○○職員

立会人 ○○職員

次のとおり、検査をいたしましたので報告します。

名称	●●区▲▲地区市設街路灯修繕業務
契約の相手方	
単価契約	契約書の単価内訳書のとおり
検査対象金額	○、○月分 円
契約年月日	令和 年 月 日
履行期間 (約定期間)	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日
実施期間 (検査対象期間)	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日
検査年月日	令和 年 月 日
検査の結果	
備考	

【別記】

個人情報の取扱いに関する特記事項

(工事・当初から個人情報の取扱いを委託しない設計等・道路維持除雪用)

(個人情報の保護に関する法令等の遵守)

第1条 受注者(受託者)は、本工事(業務)を施工(履行)するに当たって個人情報を取扱うこととなった場合は、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)、個人情報保護委員会が定める「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド(行政機関等向け)」(以下「事務対応ガイド」という。)、「札幌市情報セキュリティポリシー」等に基づき、この個人情報の取扱いに関する特記事項(以下「特記事項」という。)を遵守しなければならない。

(管理体制の整備)

第2条 受注者(受託者)は、個人情報(個人情報保護法第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。)の安全管理について、内部における管理体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(管理責任者及び従業者)

第3条 受注者(受託者)は、個人情報の取扱いに係る保護管理者及び従業者を定め、書面(当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。)により発注者(委託者)に報告しなければならない。

2 受注者(受託者)は、個人情報の取扱いに係る保護管理者及び従業者を変更する場合の手続を定めなければならない。

3 受注者(受託者)は、保護管理者を変更する場合は、事前に書面により発注者(委託者)に申請し、その承認を得なければならない。

4 受注者(受託者)は、従業者を変更する場合は、事前に書面により発注者(委託者)に報告しなければならない。

5 保護管理者は、特記事項に定める事項を適切に実施するよう従業者を監督しなければならない。

6 従業者は、保護管理者の指示に従い、特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

(取扱区域の特定)

第4条 受注者は、個人情報を実際に取り扱って事務を実施する区域(以下「取扱区域」という。)を定め、書面により委託者に報告しなければならない。

2 受注者(受託者)は、取扱区域を変更する場合は、事前に書面により発注者(委託者)に申請し、その承認を得なければならない。

3 受注者(受託者)は、発注者(委託者)が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を定められた場所から持ち出してはならない。

(守秘義務)

第5条 受注者(受託者)は、本工事(業務)の施工(履行)に伴い直接又は間接に知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。

2 受注者(受託者)は、その使用する者がこの契約に係る事務を処理するに当たって知り得た個人情報を他に漏らさないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(下請契約(再委託))

第6条 受注者(受託者)が、本工事(業務)のうち、個人情報の取扱いに係る下請契約(再委託)をする場合には、あらかじめ発注者(委託者)に書面により申請し、発注者(委託者)から承諾を得なければならない。

2 受注者(受託者)は、前項の申請をする場合には、発注者(委託者)に対して次の事項を明確に記載した書面を提出しなければならない。

- (1) 下請契約（再委託）先の名称
- (2) 下請契約（再委託）する理由
- (3) 下請契約（再委託）して処理する内容
- (4) 下請契約（再委託）先において取り扱う情報
- (5) 下請契約（再委託）先における安全性及び信頼性を確保する対策
- (6) 下請契約（再委託）先に対する管理及び監督の方法

3 発注者（委託者）が第1項の規定による申請に承諾した場合には、受注者（受託者）は、下請契約（再委託）先に対して本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者（委託者）に対して下請契約（再委託）先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

4 発注者（委託者）が第1項及び第2項の規定により、受注者（受託者）に対して個人情報の取扱いに係る下請契約（再委託）を承諾した場合には、受注者（受託者）は、下請契約（再委託）先との契約において、下請契約（再委託）先に対する管理及び監督の方法及び方法について具体的に規定しなければならない。

5 前項に規定する場合において、受注者（受託者）は、下請契約（再委託）先の履行状況を管理・監督するとともに、発注者（委託者）の求めに応じて、その管理・監督の状況を適宜報告しなければならない。

（派遣労働者等の利用時の措置）

第7条 受注者（受託者）は、本工事（業務）を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 受注者（受託者）は、発注者（委託者）に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

（個人情報の管理）

第8条 受注者（受託者）は、本工事（業務）において利用する個人情報を保持している間は、事務対応ガイドに定める各種の安全管理措置を遵守するとともに、次の各号の定めるところにより、当該個人情報の管理を行わなければならない。

- (1) 個人情報を取り扱う事務、個人情報の範囲及び同事務に従事する従業者を明確化すること。
- (2) 組織体制の整備、取扱状況を確認する手段の整備、情報漏えい等事案に対応する体制の整備、取扱状況の把握及び安全管理措置の見直しを行うこと。
- (3) 従業者の監督を行うこと。
- (4) 取扱区域の管理、機器及び電子媒体等の盗難等の防止、電子媒体等の取扱いにおける漏えい等の防止、個人情報の削除並びに機器及び電子媒体等の廃棄を行うこと。
- (5) アクセス制御、アクセス者の識別と認証、外部からの不正アクセス等の防止及び情報漏えい等の防止を行うこと。

（提供された個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止）

第9条 受注者（受託者）は、本工事（業務）において利用する個人情報について、本工事（業務）以外の目的で利用し、又は第三者へ提供してはならない。

（受渡し）

第10条 受注者（受託者）は、発注者（委託者）と受注者（受託者）との間の個人情報を含む書類等の受渡しを行う場合には、発注者（委託者）が指定する方法による受渡し確認を行うものとする。

（個人情報の返還、消去又は廃棄）

第11条 受注者（受託者）は、本工事（業務）の終了時に、本工事（業務）において利用する個人情報について、発注者（委託者）の指定した方法により、返還、消去又は廃棄しなければならない。

2 受注者（受託者）は、本工事（業務）において利用する個人情報を消去又は廃棄する場合は、事前に消去又は廃棄すべき個人情報の項目、媒体名、数量、消去又は廃棄の方法及び処理予定日を書面により発注者（委託者）に申請し、その承諾を得なければならない。

3 受注者（受託者）は、個人情報の消去又は廃棄に際し発注者（委託者）から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。

4 受注者（受託者）は、前3項の規定により個人情報を廃棄する場合には、当該個人情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。

5 受注者（受託者）は、個人情報を消去し、又は廃棄した場合には、発注者（委託者）に対してその日時、担当者名及び消去又は廃棄の内容を記録した書面で報告しなければならない。

（定期報告及び緊急時報告）

第12条 受注者（受託者）は、発注者（委託者）から、個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。

2 受注者（受託者）は、個人情報の取扱状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならない。

（監査及び調査）

第13条 発注者（委託者）は、本工事（業務）に係る個人情報の取扱いについて、本契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、受注者（受託者）及び下請負人（再委託者）に対して、実地の監査又は調査を行うことができる。

2 発注者（委託者）は、前項の目的を達するため、受注者（受託者）に対して必要な情報を求め、又は本工事（業務）の処理に関して必要な指示をすることができる。

（事故時の対応）

第14条 受注者（受託者）は、本工事（業務）に関し個人情報の漏えい等の事故（個人情報保護法違反又はそのおそれのある事案を含む。）が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに発注者（委託者）に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を書面により報告し、発注者（委託者）の指示に従わなければならない。

2 受注者（受託者）は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合に備え、発注者（委託者）その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。

3 発注者（委託者）は、本工事（業務）に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

（契約解除）

第15条 発注者（委託者）は、受注者（受託者）が特記事項に定める業務を履行しない場合は、特記事項に関連する工事（業務）の全部又は一部を解除することができる。

2 受注者（受託者）は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、発注者（委託者）に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

（損害賠償）

第16条 受注者（受託者）の責めに帰すべき事由により、特記事項に定める義務を履行しないことによって発注者（委託者）に対する損害を発生させた場合は、受注者（受託者）は、発注者（委託者）に対して、その損害を賠償しなければならない。

個人情報取扱いに係る安全管理措置実施申出書

(工事・当初から個人情報の取扱いを委託しない設計等・道路維持除雪用)

令和 年 月 日

(会社名等) _____

(代表者氏名) _____

工事等名称: _____

個人情報取扱事務について下記のとおり安全管理措置を実施することを申し出ます。

記

- 1 個人情報の取扱いに関する基本方針、規程及び取扱手順の策定
 貴社の策定した個人情報の取扱いに関する基本方針、規程及び取扱手順等をご記入ください。併せて、当該規程をご提出ください。
 基本方針、規程及び取扱手順等を策定していない場合は、下記の記載欄に「契約書の特記事項を遵守する」旨の宣誓をしてください。下記に当てはまるものの□欄にチェックをしてください。
- 個人情報の取扱いに関する基本方針等を提出
 - 契約書の特記事項を遵守することを宣誓します

- 2 個人情報の取扱いに関する総括保護管理者及び保護管理者の設置
 個人情報の取扱いに関する総括保護管理者及び保護管理者を記入してください。上記1により提出した基本方針等に記載がある場合は不要です。なお、付箋等で該当箇所をご教示願います。
 (総括保護管理者) _____

(保護管理者) _____

基本方針等に記載がある (該当する場合は□欄にチェック)

- 3 従業員の指定及び監督
 (1) 当該案件に従事する従業員を記載してください。※該当する□欄にチェック
- 従事者名簿

所 属	役 職	氏 名	秘密保持誓約
			<input type="checkbox"/> 誓約書を徴した

※上記名簿が足りない場合は、同様の様式で別途作成し提出してください。

※下記3(2)において個人情報秘密保持誓約した場合は、秘密保持誓約欄の□欄にチェックしてください。

- (2) 従業員の秘密保持に関する事項が明記されている書類をご提出ください。該当する書類がない場合は、本案件に該当する各従業員から、当該案件において知り得た個人情報についてその秘密を保持する旨の誓約書を徴し、上記3(1)従事者名簿に徴したことを記載してください。下記に当てはまるものの□欄にチェックをしてください。
- 秘密保持に関する事項が明記されている書類を提出
 - 従事者名簿にて誓約書を徴したことを記載

- 4 管理区域の設定及び安全管理措置の実施
 設定した管理区域の名称 (事務所名等) についてご記入ください。また、当該区域の施錠装置の有

無について、当てはまるものの□欄にチェックをしてください。施錠装置が無い場合は、代替となる安全管理措置についてその他欄にご記入ください。

・管理区域の名称 _____

施錠装置 有り 無し

その他 (_____)

5 セキュリティ強化のための管理策

文書・電子媒体等について、その管理策で当てはまるものの□欄にチェックをしてください。その他の策を実施している場合は、具体的な策をご記入ください。

- 取り扱うことができる従業者を定めている。
- セキュリティ対策ソフトウェア等を導入している。
- 施錠できる耐火金庫等に保管している。
- 電子データを保存する時は、暗号化又はパスワードを設定している。
- その他

※具体的な策を以下にご記入ください。

6 事件・事故における報告連絡体制

当該業務に関して、個人情報の漏洩、滅失又は毀損等の事件や事故が発生した場合の本市への連絡を行う責任者の氏名を記入してください。連絡責任者は、総括保護管理者又は保護管理者と同一の者でも構いません。

(連絡責任者) _____

7 情報資産を持ち運ぶ際の保護体制

情報資産を持ち運ぶ際の保護体制についてご記入ください。貴社の保護体制が各項目の内容に合致している場合は、□欄にチェックをしてください。なお、その他の対策を実施している場合は、対策をご記入ください。

- 情報資産を持ち運ぶ場合は、施錠した搬送容器等を使用している。
- 複数人で持ち運ぶこととしている。
- その他の盗難及び紛失対策を実施している。

※対策を以下にご記入ください。
